

食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例四十九号

食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する

条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 食品衛生に関する条例（昭和二十六年広島県条例第四十九号）
- 二 かきの処理をする作業場に関する条例（昭和三十三年広島県条例第六十四号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の食品衛生に関する条例（以下「廃止前食品衛生条例」という。）第三条の認定（以下単に「認定」という。）及びかきの処理をする作業場に関する条例（以下「廃止前かき作業場条例」という。）第四条第一項又は第五条の許可（以下単に「許可」という。）を受けている者については、当該認定及び許可は、その有効期間が満了するまでの間（有効期間が満了する日が令和六年五月三十一日後の日である場合は、同日までの間）、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる認定については、廃止前食品衛生条例第二条から第十条までの規定は、令和六年五月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 4 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる許可については、廃止前かき作業場条例第二条から第二十条までの規定は、令和六年五月三十一日までの間、なおその効力を有する。